

## 船舶事故調査報告書

平成22年8月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年8月27日 01時40分ごろ
発生場所	静岡県加茂郡西伊豆町田子島灯台西方1.8km付近 (概位 北緯34°48.6′ 東経138°43.6′)
事故調査の経過	平成21年9月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか2人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 乗組員等に関する情報	漁船 第1 <sup>しおとく</sup> 塩徳丸、19.63トン SO2-3490（漁船登録番号）、個人所有 16.50m (Lr) × 4.08m × 1.32m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、昭和55年4月29日 船長 男性 71歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月6日 免許証交付日 平成20年12月17日 (平成26年10月30日まで有効) 甲板員A 男性 64歳
死傷者等	負傷 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長ほか9人が乗り組み、僚船2隻とともに静岡県西伊豆町田子島沖合で、さばまき網漁の操業中、左舷甲板で揚網作業をしていた甲板員Aが、平成21年8月27日01時40分ごろ、網をつかんだ右手をサイドローラーに巻き込まれ、右腕がサイドローラーとブルワーク上端の間に肩付近まで挟まれた。 甲板員Aの横にいた甲板員Bが、すぐに、左舷中央にある操作ハンドルでサイドローラーを停止させ、逆回転させて甲板員Aの右腕を抜いた。 甲板員Aは、僚船により田子港へ搬送されたのち、救急車により伊豆の国市内の病院に搬送された。 甲板員Aは、右上肢不全切断の負傷を生じた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約3m/s、視界 良好 海象：平穏
その他の事項	サイドローラーは、海中にある網を甲板上に引き揚げるのを補助する漁ろう機械で、ブルワーク上端に舷側に沿って設置された、表面にゴム素材が貼られた円柱状の回転体で、本船には左舷側に3本設置されていた。 乗組員は、各自が場所を移動しながら、網の張り合わせ調整を行って

	<p>た。</p> <p>船長は、本船に乗って20年ほどで、うち10年は船長として乗船していた。</p> <p>甲板員Aは、本船に乗る前、さんま漁でサイドローラーを使用した経験があり、さばまき網漁の経験は本船が初めてであったが、本船には3年ほど乗っていた。</p> <p>甲板員Aは、合羽の上下、雨靴と軍手を着用していた。</p> <p>通常の場合、引き揚げられた網は、サイドローラーから甲板上へ落ちるが、サイドローラーのゴムに張り付いて、サイドローラーの下側に巻き込まれることがあった。</p> <p>本船では、サイドローラー操作ハンドルの専従要員は置かれていなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、田子島西方沖で揚網作業中、甲板員Aが、右手で網をつかんだときに、網がサイドローラーに巻き込まれ、右手を網とともに巻き込まれて、右腕がサイドローラーとブルワーク上端のすき間に肩付近まで挟まれたものと考えられる。</p> <p>本船に、サイドローラー操作ハンドルの専従要員が置かれていれば、本事故の発生を回避できた可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が田子島西方沖で揚網作業中、甲板員Aが、網をつかんだ右手をサイドローラーに巻き込まれたため、右腕がサイドローラーとブルワーク上端のすき間に肩付近まで挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>	